

### 第3回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年5月29日(水)

事務局：皆さん、おはようございます。

それでは、これから宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます環境省の廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤と申します。よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日はお忙しい中、宮城県の指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。

宮城県におかれましては、村井知事さんのリーダーシップのもと、これまで市町村長会議の開催、またアンケート調査の実施など、大変ご協力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。市町村長の皆様方におかれましても、地域の事情を踏まえた貴重なご意見をお寄せいただいております。

言うまでもなく指定廃棄物の保管状況、大変逼迫しており、早期に最終処分場を整備し、処理を進めていく必要があると思います。本日の会議は、県及び市町村の皆様のご理解のもと、指定廃棄物の早期の処理を進めるために非常に重要な会議となります。

去る5月21日には、4回にわたる議論を経まして、有識者会議において最終処分場の選定手順と評価項目、評価基準案についてご了承をいただくことができました。皆様のご理解とご協力のもとで最終処分場を設置していくためには、今回お示しする有識者会議の案に記載されているとおり、地域特性を最大限尊重していくことが肝要であり、本会議でのご意見は極めて重要でございます。本日は皆様方からのご意見に対する回答とあわせまして、この有識者会議の案について建設的なご意見を賜り、ご理解をいただきたいと考えております。

今回から国主催の市町村長会議となりますけれども、今後も皆様方のご協力を得ながら、丁寧に手順を踏みながら着実に前進できるよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは、続きまして、村井宮城県知事からご挨拶をお願いいたします。

村井知事：おはようございます。

本日は、井上副大臣、秋野政務官を初め、環境省の職員の皆様にはわざわざ宮城県までお越しをくださいますとこのような機会を設けていただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。

この市町村長会議は、先ほど井上副大臣からお話がありましたように、今までは県が主催でやっておりましたけれども、今後は国主催で行うということになりました。前回、3月のこの会議では、アンケートをとらせていただきました。そのアンケートについては私どものほうで手を加えることなく、加工することなく、全てそのまま環境省のほうに提出をさせていただいたということでございます。そのアンケート結果を踏まえまして、環境省において計3回の有識者会議を開催し、議論を重ねられたと伺っております。

本日の会議では次第のとおり、その有識者会議での検討状況、また前回の市町村長会議でのご意見等、その方向性につきまして詳細な説明があるものと伺っております。いろいろ皆様、ご意見あるかと思えます。私も宮城県という一自治体のトップとして率直な意見を申し上げたいと、このように考えております。

何度も申し上げますけれども、この会議、このようにやっております。いずれは1カ所どこかの市や町や村ということになるかと思えますけれども、どういうことがありまして最後、建設が始まるまで、建設が終わるまで、この問題は宮城県全市町村、宮城県全体の問題としてみんなで一緒に協力し合って問題解決に当たっていきたいというふうに思っております。住民が反対するから俺はだめだ、受け入れできないということを一人言い出したならば、みんなそれに右へ倣えになってしまいますので、どんなことがあっても首長さんは政治生命をかけることになるかもしれませんけれども、反対だと、何が何でも受け入れできないというようなことを言わないように、みんなで協力してこの問題を解決するように努力をしてまいりたいと思えますので、どうか皆様、よろしく願いを申し上げたいと思えます。私も首長さん、一人の首長さんの責任に押しつけることなく、前面に立って皆様と一緒に問題を共有しながら、解決に当たっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げたいというふうに思えます。以上でございます。

事務局：ここで出席者の紹介をさせていただきます。

まず、宮城県からは、ただいまご挨拶をいただきました村井知事をはじめとしまして、本木環境生活部長と山田農林水産部長に出席いただいております。

続いて、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしく申し上げます。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしく申し上げます。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくご申し上げます。

事務局：鳥居東北地方環境事務所長でございます。

鳥居所長：よろしくご願ひいたします。

事務局：指定廃棄物対策チームの松田補佐でございます。

松田補佐：よろしくご願ひいたします。

事務局：そして私、高澤でございます。よろしくご願ひいたします。

それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料です。1枚目に議事次第の下の方に配付資料の一覧をつけてございます。1枚目が議事次第でございまして、その次が出席者名簿でございまして、その下に座席表がついてございまして、資料1が選定の手順等についてというパワーポイントの資料でございまして、その後ろ側の資料1の別紙1から3までは一括で綴じて一つの資料でございまして、その次は資料2、各市町村からのご意見とその方向性についてということでございまして、その参考といたしまして参考の1、2の資料がついてございます。最後は今後のスケジュール

ルについて資料3ということでございます。本日の配付資料は以上でございます。

もし配付漏れ等ございましたら、事務局のほうまで申しつけ願います。

本日、ご出席いただいております各市町村長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、大変恐縮ではありますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願いでございますが、この後のカメラ撮りにつきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。それでは、カメラのほう、退室をお願いいたします。

本日は12時までの会議の予定となっております。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、これからの議事進行は秋野政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官、よろしくをお願いいたします。

秋野政務官：秋野でございます。本会合の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。座って議事の進行をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1、有識者会議における検討状況について及び議題2、前回の市町村長会議でのご意見等とその対応の方向性について、梶原部長より資料1及び資料2をまとめてご説明をさせていただきます。

梶原部長：廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。

これまでの状況につきましてご説明を申し上げたいと思います。座ってご説明させていただくことをお許しく下さい。

まず、資料1でございます。資料1は指定廃棄物の最終処分場の候補地の選定手順等についてということで、これまで有識者会議で検討してまいりました実際の最終処分場の選定の方向についての考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

別紙ということでその本体がございますけれども、その中からかいつまんでこのパワーポイントにしたものでご説明をしたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございますけれども、候補地選定の

基本的な考え方ということで、まず、全体の流れについてご説明を申し上げたいと思います。この3ページでございますように、まず、前回この会議でご説明申し上げましたように、最終処分場等につきましては、一定の構造を持ったものにする、あるいは維持管理を徹底するといったことがありまして、その上でさらに にごございますけれども、安全な処分に万全を期するということから、自然災害のおそれのある地域を除外をする、あるいは2番目のポツでございますけれども、貴重な自然環境の保全、あるいは史跡・名勝・天然記念物等の保護に影響を及ぼすおそれがある地域は除外をして考えると。

それで2ポツでございますけれども、1ポツの中で有識者会議の中では安全に関する対応がここでできるということを考えているということではございますけれども、地域のご理解をいただく上で、例えば市町村長会議においてご議論いただいて、最終処分場の整備に向けて建設的な方向で合意されて、ここはやめるべきであるという話があれば、それは最大限尊重をします。

3番目でございますが、その上でさらに自然度でありますとか、生活空間との近接状況等に関して望ましい地域を選択すると。これは安心の観点から選択するという絞り込みを行ってはどうか。

4番目でございますが、その上で絞り込まれた候補地に関しまして、ボーリング等によりまして地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施いたしまして、その安全性等につきまして再度、専門家会議で、有識者会議でご審議をいただいて評価をしていただいて、最終的に5でございますけれども、候補地の提示を行う。

候補地の提示はこの市町村長会議におきましてご提示をさせていただくということではございますけれども、そのやり方については後ほどアンケート調査の結果についてもご説明申し上げますけれども、市町村長会議のやり方についてご議論いただいた上で行うというものでございます。

ページをもう1枚おめくりいただきたいと思います。(1)ということで今回この有識者会議でご了解いただいたような手順、あるいは項目、あるいは評価基準についてはこの会議におきましてご議論いただいた上で、国が責任を持って決定した上で、先ほど申し上げたような考え方に基づいて進めていくということでございます。

まず、最初に、安全等が確保できる地域を抽出するというところでございます。大変恐縮でございますが、8ページをちょっとお開きいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、8ページの上のほうでございますが、適切な構造の施設を建設するという前

提の上で、万全を期するために自然災害のおそれのある地域を除外する等のやり方をやっています。9ページの下ページを見ていただきたいんですが、自然災害のおそれということで、どういうものを扱うかということでございます。気象災害や自然力という形で地形とか地盤条件に作用するような自然災害を対象にしたいと。具体的には赤の枠の中でございますけれども、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没、こういうものを対象にしたいと考えております。

その下でございますけれども、例えば液状化の問題、あるいは台風とか竜巻とか大雨とか落雷、こういったものがあります。液状化につきましては、先生方の整理では工学的な対応ができると。あるいは台風とか竜巻とか大雨とか、こういったものについては実際の自然事象としてこういうものはあるわけでございますが、結果としてそれは地すべりとか洪水とか、そういう形で被害としてあらわれるものでありますので、洪水とか、今言いましたように、地すべりとか、そういったもので対応したらどうかということでございます。これらにつきましては、既存の知見により安全等が確保できるといったような地域、あるいは危険だといったような地域を整理して行うということでございます。

再度5ページに戻っていただければと思います。(3)でございます。そういう安全等が確保できる地域を抽出した上で、さらに地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出と書いてございます。建設的な方向でこの会議におきまして合意がされたものにつきましては、最大限を尊重したい。具体的にはどういうものだろうかということでございます。例えば、その地域特有の自然災害の存在、あるいは貴重な自然環境等が存在するもの、あるいは特に配慮すべき地域特有の要件があるものといったようなものを考えてございます。特段これではなくてはならないというものではないのではございますけれども、建設的な方向でこの場でご議論をしていただいてその結果を合意したものについて反映していきたい。

その上で(4)でございます。必要面積を確保した土地の抽出。例えば、5ヘクタール必要だと思えば、その5ヘクタールの土地を具体的にどこで設定できるのかという作業を行う。この際、国有地を基本としておりますけれども、前回の会議で合意をしていただきましたとおり、県有地も含めて宮城県の場合は考えていきたいというふうに考えてございます。

青のところの2つ目のポツでございますが、逆に是非こういったような土地で設置を考えていただきたいというご意見があれば、そういった一定の理解が得られる場合は、もちろんそういった考え方を尊重して候補地を選定してまいりたい。今後こういったようなデ

ータでいろいろ整理をしていくわけでございますけれども、空中写真あるいは現地の確認等も行いながら進めていきたい。

ページをおめくりいただきまして、6ページでございます。具体的に例えば5ヘクタールが必要だという土地が出てきた場合、それを特定していくわけでございますが、その特定されていくものをさらに評価をして、絞り込んで評価をしていかなければいけない。安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定ということで、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の発生状況から見てより望ましい土地を進めていくということでございます。

14ページにちょっと飛んでいただければと思います。14ページで今、申しました自然度でありますとか近接状況等々についての考え方をご説明いたしたいと思います。まず、自然度につきましては、天然の植生があるものから、植生段階として1から10段階の評価を受けた地図上に整理をされた情報がございます。それを用いまして自然度の評価をしていきたい。また、水源との近接状況ということでございますけれども、水道用水あるいは農業用水の取水口との距離で判断をしていきたい。また、生活空間の近接状況につきましては、住居のある集落との距離で判断をしていきたい。また、指定廃棄物の発生状況、発生しているかどうかで評価をしていきたいということでございます。

この評価に当たりまして、実は有識者会議におきましていろんな評価があるねということでもあります。一つは評価方法、14ページでございますけれども、×評価、相対評価、総合評価といったような評価方法があります。×評価というのは一定の基準、例えば取水口から500メートルを一つの物差しにしまして、それよりも遠いものは、近いものは×とします。それでの多いもので評価をする。相対評価というのは、例えば10カ所候補地があるとします。そうすると、水源からの距離が遠いもの順に1から10まで並べる。それぞれ遠いところには10点、9点、8点、7点、6点という形でやっていく。こういうやり方でございます。3番目は総合評価方式といって、それぞれに評価基準を階段状に分けて、それできめ細かく評価をしていくというやり方でございます。有識者会議では非常に候補地が多い場合は×の評価で、これは単純明快な方法である程度絞り込んで、その上で最終的にはよりきめ細かな総合評価方式で最終的な評価をしてはどうかというふうな考え方をいただいております。

17ページをちょっと見ていただきたいと思います。指定廃棄物の発生状況の評価するということを申し上げました。指定廃棄物の発生状況の評価につきましては、現時点におい

て保管をしていただいているところに発生量を置くという考え方もございますが、例えば広域的な事業が行われている場合には、例えばたまたまそこに水道の浄水場がございます。そこから浄水発生土という形で指定廃棄物が出ているわけでございますけれども、実はこの水道はいろんな市町村に供給されています。そうした場合にはたまたまその浄水場があった土地にカウントするのではなく、給水を受けている市町村の給水量に応じて分配するといったような考え方もあるというご意見もいただいております。

6 ページにまたお戻りいただいて、そういったようなプロセスを経まして絞り込みを行いながら、(6)でございますけれども、詳細調査の実施を行い、候補地の提示を進めていくということでございます。これが有識者会議で合意を賜った全体の選定手順、選定基準、そして選定項目と選定基準でございます。

引き続きまして、資料2で、アンケート等で、あるいは前回の会議のご意見、あるいはその後のアンケートでいただいた皆様方のご意見と、それに対する私どもの考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1 ページをお開きいただきまして、上でございます。前回の会議以降、県のほうで から まで3 プラス1、3 つプラス1 の項目についてアンケート調査をしていただいております。その具体的なアンケートの結果につきましてはまた別になっておりますけれども、資料2の参考1と参考2のところでもまとめさせていただいております。これはちょっと字数が多いということで、この詳細なご説明は省かせていただきたいと思います。ただ、1点だけ、資料2の参考2ということで具体的な細かな皆様方のアンケートの結果を書いている部分について、ここに時おり線が引いてあるところがございます。これは特に意味があるわけではございませんで、有識者会議に1回にわたって提示したものでございますんで、第1回目に提示したものではありませんが第2回目に提示したんで、そこについては線が引いてあるということで、事の重要性について示すものではございません。

それでは、このパワーポイントを使いましてご説明をさせていただきたいと思います。資料2のまず4 ページ目、もう1枚おめくりいただいて、4 ページ目をおめくりいただきたいと思います。まず、アンケートの1番目の項目でございますけれども、候補地の提示をどういうふうによればいいのか。いろんなプロセスをご説明した後、1カ所提示をするのか、国が責任を持って1カ所を提示するのか、あるいは複数箇所を提示をするのかといったようなことでございます。アンケート調査の結果は、複数候補地の提示を受けて段階的に絞り込んでいったらどうかというお答えをいただいたのが10市町村、絞り込みのプ



ロセスを十分にご議論した上で、了解していただいた上で1カ所の提示というのが17市町村。また、今の段階ではそれについてはコメントできないというふうなその他ということで3市町村をいただいております。

今後のやり方につきましては、このアンケート調査も踏まえながら、皆様方のご意見を賜っていきたく思っております。その上で、ちょっと下でございます、5ページでございますが、以下の手順で候補地を提示できたらなと思っております。先ほどのご説明にもありましたけども、安全で絞り込みところ、あるいは地域特性を配慮して絞り込むところ、これはこの地域は避けるという形で絞り込んでいくわけでございますが、その結果として、これは作業をしてみないとわかりませんが、例えば10カ所、あるいは20カ所といったような形のものを、地点を抽出して、その結果を市町村長会議並びに有識者会議でご報告をしていくということでございます。

さらには、その以下でございますけれども、選定手順に従いまして、例えば安心の項目の評価を行う。あるいは実際に現地に入らせていただいてボーリング調査等をさせていただいて詳細調査をやらせていただく。あるいはその結果を踏まえて有識者会議で評価をするといったようなプロセス。このプロセスにつきましては、例えば非常に具体的に絞られていきます。最終的には数カ所あるいは1カ所という形で絞り込んでいくこととなります。アンケート調査の中で各市町村長さんのご意見を見ますと、段階的に絞り込むにはなかなか困難が伴うとか、市町村間の摩擦が生ずる等々の問題がありまして、最終的に絞り込むところについては例えば非公開というのが考えられるのかなと。その上で市町村長会議に提示をしていくといったような考え方もあるのではないかと。一番下でございますけれども、前回の市町村長会議の結果も踏まえて、対象とする土地は国有林あるいは国有地だけではなく、県有地も含めて検討したいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。今後、考慮すべき地域の実情にどういうものがあるのかということでございます。この点につきましては、非常に多くのご意見を賜っております。非常に詳細にわたるご意見、例えば具体的にこれを選定基準に加えるべきといったご意見、あるいはそういう選定基準という話ではないんですが、我が市、我が町、我が村にはこういった状況があります。これを配慮していただきたいといった詳細なご意見も賜っております。

その中でちょっと整理をさせていただいておりますけども、水源保護条例との関係、水源との関係、自然災害との関係、農林水産物あるいは地元主要産業との関係、観光への影

響、自然、動植物への影響、あるいはこれまでに廃棄物処理施設の立地で非常にご苦労されている、そういったような経緯をしっかりと踏まえるべきであるといったようなご意見等に整理をさせていただいて、私どもの考え方についてご説明をさせていただきたいと思えます。

ページをおめぐりいただきまして、まず、水源保護条例でございます。私どもも最終処分場を設置するに当たりまして、水源に影響を及ぼさないように配慮する、これは極めて重要だというふうに考えております。中には条例によりまして水道水源地域等を定めて、最終処分場等の立地の規制を行われている場合もございます。ただ、ご理解賜りたいのは、今回計画をしております埋立地は水を一切排出しないものでございます。そういう意味におきましては一切排出しないものとして、十分に安全に配慮したものでございます。また、安心という観点からも、先ほどちょっとご説明申し上げましたけれども、水源との近接状況等を考慮しまして、水道水源や水道用水や農業用水の取水口からの距離を評価するというのを考えてございます。そういうことで対応させていただければと思っております。

また、水源保護条例がないケースでも水源への影響についてしっかり判断をしろというのが、その下の9ページでございます。繰り返しになりますけれども、私どもとしても水源というものに対して影響を及ぼしてはいけないということで、排水を一切出さない遮断型として十分な安全を対処するというにしておりますので、また距離をとるということでそれで評価をするということでもありますので、それで対応させていただきたいと思っております。

10ページ目でございます。自然災害への対応をどうするのかと。これにつきましても、先ほどご説明しましたように、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没といった対応で、施設としては安全な施設をつくるという前提で、なおかつその上でこういった地域は避けるという対応をとってまいりたいと思っております。

農林水産物の産地であることや地域の主要産業への影響についてでございます。先ほどのような水の対策、あるいは生活空間との近接、あるいは水道水源、農業用水の水源との近接状況を考慮して選択をするということで、ご懸念のありますような農業への影響、地元の主要産業への影響、住宅の集積地への影響を考慮することができると考えております。

12ページでございます。観光への影響でございます。観光への影響につきましては、前回のこの会議でも多くのご意見を賜ったところでございます。また、各市町村長様からのご意見の中でも非常に多くあったものでございます。これを反映するとすれば、それと

皆様方が合意をされるとすれば、地域特性に配慮すべき事項として地域特有の案件に該当するという整理をすることができるのではないかと思います。ただ一方で、観光への配慮ということで具体的にここは除く、ここは除く、ここは除くよという整理をするときに、抽象的観光を全部というわけにはまいりません。具体的にこういったような観光地を除くか。あるいはその観光地の周辺をどこまで考えるかといったようなものを定めないと、なかなか具体的な配慮は難しいという実態がございます。

これを一つの例えばこういう形で合意ができればと思った一つの案でございますけれども、例えば入込客数が年間50万人ぐらい、これは震災以前のデータを使わないといけません。例えば50万人以上の入込客数の観光地について考慮をし、じゃあ、その観光地っていうのはどういう範囲の観光地をとるのか。例えばその当該観光地のメインの施設があるような地域の市町村の中での行政区、行政区単位で例えば除く。あるいは当該行政区から拡大するにしても、例えばそこから500メートルぐらいの範囲の一定の地域。あるいはお客様がそこまで行かれるアクセス道路も配慮をするといったようなこと。例えばそこに出入りする収集運搬のトラックがといったような配慮もあるかもしれません。こういった限定が必要だと思っております。

次の13ページでございます。自然、動植物への影響につきましては、例えば現在の案では自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区等について配慮をしたいと。こういうところは除外をしたいと考えてございます。また、国有林野の一部についても配慮をしたいと考えてございます。そのほか、安心という観点で自然度を考慮したのもも考えていきたいと思っております。

14ページでございます。廃棄物処理施設に係るこれまでの経緯について配慮すべきと。これは廃棄物処理施設につきましては、さまざまな反対運動もあり、その施設の立地に長時間を要するといったようなご苦勞をいただいていることを、大変心苦しくも感謝を申し上げます。指定廃棄物の最終処分場につきましては、先ほどから申し上げますけれども、安全の観点から万全を期すとともに、安心の観点からも十分な配慮を行って、さらに地元丁寧な説明を進めていきたいと思っております。これまで反対運動があったということの理由で、これを選定手順に反映するのはなかなか難しいのではないかとこのように考えてございます。

また、1枚おめくりいただきまして、地域振興策に関しますご意見でございます。ここにありますように、16ページにありますように、例えば交付金とか補助金制度みたいな

ものをつくったらどうだ。公共施設等々のインフラ整備を進めていくということではどうだ。過疎地域における就農支援や雇用促進等、従来の箱物じゃないような支援を行ったらどうだと。風評被害もしっかり行うべきではないか。関係省庁と連携した対応をしたらどうだと。今後、具体的な場所が決まったら実情に即した柔軟かつ長期的な対応をしたらどうかといったようなご意見を賜っております。

私どもといたしましては、17ページにありますように、関係省庁と連携しまして政府全体としてしっかりと本件については対応していきたいと考えております。ただ、具体的な中身につきましては、候補地が絞り込める段階でそれぞれの地元のご事情を反映して、ご要請を承りながらそれを反映できるような形に努力をしていきたいというふうに考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、18ページでございます。風評被害についての私どもの考え方でございます。風評被害につきましては、正確な情報をお示しをする。例えば施設の安全性に対する十分なPRあるいはご理解を賜る。実際に施設が稼働する前からそういったような地域の線量を測ったり、あるいは環境中の放射能濃度を測ってそれを公表し、さらには施設を稼働した後もそういうことをPRする。さらには住民の方々にも一緒に監視をするシステム等々をつくることによって、風評の被害の未然防止に万全を尽くしていく、これが基本。さらにはもちろんご理解を賜る努力をどんどんどんどん深めなくちゃいけないということで、パンフレットの作成あるいは県のほうにもご協力を賜っているようなホームページの充実をさらには展開をしていきたいというふうに考えてございます。

ページをまたおめくりいただきまして、20ページでございます。その他のご意見として災害対策、遮蔽機能、これは20ページにあります。21ページには監視体制・モニタリング等々のご意見を賜っているところでございます。22ページについては事故対策についてもご意見を賜っております。

安全の対策については、繰り返すものではございませんけれども、監視体制、21ページでございますが、監視体制につきましては、さまざまなモニタリングとか、そういったようなものを行いますとともに、実際にご地元の方々のご心配に、ご懸念に対処すること、これ大変重要だと思っております。例えば監視委員会の設置とか情報公開のあり方とか、そういったようなものにつきましても、皆様方と相談しながら、地元の方々と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

22ページ目、事故対策につきましても、まず、事故のための、どんな事故があつて、

どういったような対応をするのかといったような、将来的にはマニュアルとか、そういったようなことも含めてご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、大変駆け足で長い間お耳を煩わせましたけども、私のからの説明は以上です。ありがとうございました。

秋野政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

資料1では、最終処分場の候補地の選定手順に関しまして、まずは安全の確保、それから地域の実情への配慮、さらには安心の視点の評価の順番で候補地選定を進めることをご説明させていただきました。

資料2では、全体の市町村長会議で取り上げられました候補地の提示方法、それから選定条件として考慮すべき事項、地域振興策などにつきましてご説明をさせていただきました。

これらの点につきまして、資料1、資料2、いずれでも結構でございます。ご意見ございます方、挙手をいただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてからご発言をお願いしたいと思います。ご意見ございます方いらっしゃいますでしょうか。

村井知事：私、口火を切りましょうか。今、質問をさせていただきたいと思います。資料2の5ページ目でございます。候補地の提示方法でございますが、安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出と書いてございますが、今のご説明で地点という言葉もございました。エリアというと県北も一つのエリアですし、何々地域振興事務所単位でエリアと言うこともできますし、かなり大ざっぱに捉えられてしまう。地点ということかなり小さなピンポイントというふうに捉えるんですけども、今お考えの候補地となり得る、10カ所、20カ所というお話でございますけど、そのエリア、口頭では地点とおっしゃいましたけど、どれぐらいの幅をお考えなのでしょうか。

梶原部長：ありがとうございました。すみません。エリアという単語を使ったことがちょっとミスリーディングだったと思います。今、知事からご指摘を賜ったとおり、先ほども申しましたように具体的にここは避ける、ここは避ける、ここは避けるといったような点を除外していきまして、例えば、宮城県で5ヘクタールの土地が必要であるとするならば、

その5ヘクタールの土地が具体的どこにあるのかといったような作業になります。その作業をいたした上で具体的な場所として選定をするというのが、提示をするというのが1並びに、の段階でございます。従いまして、この点は、ここでお示しするエリアというふうに書いてございますが、地点だにご理解をしていただきたいと思えます。この地点は、候補地の数がどこまであるか、先ほど言った作業の中の結果で、どこまであるかということで、例えば10カ所かもしれません。20カ所かもしれません。あるいは5カ所かもしれません。それは作業をやってみないとわからないところでございますけれども、そういうようなポイントになります。

秋野政務官：知事に口火を切っていただきましたので、この候補地の提示方法につきましてまずご意見ありますでしょうか。どうぞ。

蔵王副町長：蔵王町でございます。資料2の12ページ、観光への影響についてというところの下の方ですね、除外する範囲を以下とするというところで、先ほど説明でメインの施設の500メートルと書いてありますけれども、観光はメインの施設が1カ所ばかりじゃないんですね。例えば蔵王町の中でも何カ所か、十数カ所あって、それでお客さんが来ているわけですが、その一つ一つの500メートルというふうに考えるのでしょうか。先ほどはメインの施設から500ということですが、どこの市町村もメインの施設一つじゃないと思うんですね。何カ所もあると思えますが。

梶原部長：確かにおっしゃるとおり、観光地というのがいろんな施設、複数の施設があって初めて観光地になっているといったような目的があることはわかります。

それで実際どういう形でそれを絞っていくのかということでございますけれども、例えば入込客数という形になりますと、観光統計概要とかそういったような形のデータしか私も持っていないわけでございますけれども、そういったところの対象になっているような地域、例えばそれが3カ所ある場合は、3カ所それぞれ、あるいは3カ所を全部束ねた形で一つの観光地という形で認識して整理をするということを考えています。ただ、ここもここもという非常に広がり、恐らく勘案するということだと思えますけれども、ある程度絞り込みも必要なんではないかというふうに思いますが、主要なところ幾つかこうやって分かれているということは当然想定をしております。

秋野政務官：よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

蔵王副町長：それは環境省のほうで絞り込むということですか。例えば、蔵王町ではそういうメインのものが20カ所あると、でもそっちのほうは3カ所に見ると、絞り込むということでしょうか。

梶原部長：この観光の影響につきましては、私ども地域の特有の案件に該当するというふうに考えてございます。それは何かと申しますと、例えばこの会議でこういったような整理をということで合意をしていただく、セットといたら、合意をしていただくということで合意があればそういったようなものを除外していくということを考えていきたい。

議論になることを恐れずに正直に申し上げますと、建設的な方向で合意をしていただきたいと思いますけれども、例えば一つの考え方として入込客数50万人という形を申し上げました。これは、要はどういうことかと申しますと、ある程度絞り込みをさせると、県内全域が観光地という整理になりかねないということになります。したがって、この場、各市町村長さんが合意をされる場、ここはやっぱり県全体としてもそうだなというふうにご理解賜るようなところを除外するということになるのではないかと考えておまして、そういう意味で例えばということで、皆様方に合意をしていただくような話ではございますけれども、50万人の入込客数、その立地する行政区、あるいは周辺500メートル、あるいは施設に対するアクセス道路がその中を通っているといったようなことについても配慮をするといったような一つの考え方があるのではないかとということで、議論の材料として提供させていただいたものでございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。どうぞ。

白石市長：白石市です。まず、ちょっと2点ばかり、この資料2のほうの8ページ、水源保護条例含めて、これを見ますと県、市町村が持っている条例をまずは無視をするという言い方あれなのですけども、そういうふうな考え方でよろしいわけですね。あっても考慮はしないと。

それと同じ21ページ、これは当然最終処分場ですので、管理部門、管理をしていくの

が環境省が専門部署と折衝、検討しているのかということに対してまだ何も答えがないです。ここの最終処分場をつくるまではやるけど、あとそこの市町村に任せる。一言も、まず国は責任を持ってやるという一言もない。先ほど県知事の話の中に建設まではと県知事は言った。その後が大切なのにそれが一言もないというのはどういうことなのかお知らせいただきたい。

梶原部長：まず、1点目の水源の条例のことでございます。条例、これも誤解のないように申し上げたいと思いますけれども、水源を保全しなければいけないというのはもちろん大変重要なことだと思っております。ただ、水源保護条例といったようなものはありますけれども、ご理解を賜りたいと考えているのは排水がない施設をつくっていききたい、安全について万全を期していききたいということで、条例の中で完全に禁止という話というものがあるのかもしれませんが、例えばじゃあ、条例がたまたまあったところはいいいのかみたいな議論もありまして、そういう意味ではそういったような施設の安全性のことをご理解を賜っていただければと思っております。

第2点目の21ページ、維持管理。これはもちろん環境省が責任を持って長期間やります。現時点におきましてもこういったような仕事をするために、例えば、仙台でありますと東北地方環境事務所の中にこれを担当する職員を今配置をしております。県ごと、実際に当然この事業が始まれば工事をする部局も必要になってまいりますし、さらに維持管理をする部局も必要になってくると思っております。あくまでも国の事業でございますので、国が責任を持って長期間にわたって管理をする、これは当然のことだと思っております。

白石市長：じゃあ、ちょっともう1点、私、水源の保護条例じゃなくて、各市町村が持っている条例と言ったのです。

梶原部長：大変失礼しました。

白石市長：県に対しても。ということは今の話ですと、要するに山とか川とかじゃなくて、街の中でもオーケーというふうに考えていいわけですね。今の排水も何にもない大丈夫なものですよというふうにお話ししたんで、その点を伺った。各市町村が持っている条例は今回の場合はちょっと置いてくださいというふうに環境省では思ってたらしいとい



うふうに理解していいのか、そこだけちょっとまず教えていただきたいのと、ぜひとも環境省で専門的にずっと置くというのであれば一筆書かれたほうがいいですよ。というのは何かが変わった度にまた変わったんでは、受けたら最後、その市町村が最終までに責任をとれというのは、これ県もですからね、県のほうにもはっきりと言う。だからその点と一緒にやっていかなければこれはどこも受けづらいですよ。与えられた市町村だけに責任を押しつけるようなことはまずやめていただくというのは、せっかくしっかりやるんだったらそこを一番最初に私は書くべきだと思います。

梶原部長：まず、1番目の条例のことでございます。条例を無視するのとおっしゃられても、これは無視するというふうに申し上げません。ただ、ご理解を賜りたいのは、条例の中にどういうふうに書いてあるかといったようなことでありますとか、あるいは条例の中で今回の私どもがつくる施設というのはどういう形ではまっていくなかといったようなものを考えながら対応させていただければと思っております。例えば、この中に書いてない、私が申し上げたようなもので環境影響評価条例といったようなものもある自治体もございまして。そういったものについては、どうするのかという、手続のことにもあります。そういったものを踏まえまして考えさせていただきたいと思っております。ただ、条例があるから完全にだめよと言われると、それはちょっとほかの市町村の方々もありますので、はいとはなかなか申し上げにくいというところでございます。

ちょっと書き漏れておりました。大変申しわけございません。国が関与するというところですね、大変恐縮でございました。

秋野政務官：よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

加美町長：まず、知事が冒頭で、市町村長の政治生命をかけることになるかもしれないというところに私は非常に違和感を感じるんですね。これ個々の首長たちの責任でもないわけですね、この放射能の問題は。それが最終的にはどこかの自治体の首長の政治生命にかかわることになるということが私はどうもおかしいんじゃないのか。そういう選定であれば、私はならないと思うんですね。その認識をちょっと改めていただきたいと思いません。

それから資料の2の14ページですか、廃棄物処理施設立地に係る経緯についてのどこ

るので、3つ目の中ほどですね、廃棄物処理施設の設置についてこれまでに反対運動があったことを理由に、候補地の選定手順に反映することは適当じゃないというふうにありますけれども、一方、この資料1のほうの14ページですね、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定という項目ですね。産廃の問題なんかがかつて起こったところは、非常に地域の理解が得られるのは難しいわけですよ。例えば我が町におきましては産廃業者が自治体、これ大崎市ではありますが、水が我が町を、加美町でございますけれども、来る関係で加美町を中心に大きなこれ反対運動が起こって、一旦撤退した業者が表紙だけをかえてまた申請をしてきたと。今回また取り下げはしたんですが、こういったことを何回も繰り返されるわけですね。そういった問題がこれまであった地域、そして反対運動が行われてきた地域、こういったところで地域の住民の理解が得られることは私、非常に難しいと思ってるんですね。最終的にはやはり地域の方々の理解までいかなくとも協力がなければ、幾らここと言たってこれは進まない話なんですよ。にもかかわらず、このところで候補地の選定手順に反映することは適当ではないと考えるというふうに断言していることに私は大変疑問を感ずるんですね。こういう考えでは恐らく住民の協力は最後まで得られないと私は思います。ですから、これはぜひそういった各地域で今まで産廃に関するさまざま問題、トラブル、反対運動がありますから、こういったことは私はむしろ考慮すべき事項だというふうに思います。

梶原部長：2点目の点についてお答え申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、安心等の観点から理解が得られやすい地域を選んでいく作業をしたということ、実際のところはこういったところを評価をするかということ、自然度でありますとか、生活空間との近接状況、水道水源、農用水の水源等の水源との距離、それと指定廃棄物の発生状況といった4点を掲げてございます。それで例えば産業廃棄物処理施設の設置でありますとか、一般廃棄物の処理施設の設置で大変ご苦労していただいた地域に、こういう地域に対しては今入れないというふうに申し上げております。

これは例えば反対として、そのときいろんな反対運動があったんだと思います。その反対の中で実際に住民の方々が反対された中身として、例えば水だとか、あるいは水道水源であるとか、農業用水であるとか、あるいは生活空間との距離でありますとか、そういったような話のことで実は判断をすべきだということでありまして、処分場の反対運動そのものがあつたからどうかということじゃなくて、反対運動の後ろにある根っこの部分であり

ます水との心配、あるいは生活空間との距離との心配、そういうもので対応させていただきたい。そうでなければAという町で産廃業者さんが来られて大きな問題になった。けれども、Bの町ではそういったような産廃業者さんが来られたという過去がない。けれども、Aというところは配慮されて、Bというところは配慮されないということではなくて、そういうことになりますので、その裏にある反対運動の心配事に対してしっかり対応させていただきたいというふうに考えている次第でございます。したがって、繰り返になりますけれども、産業廃棄物あるいは一般廃棄物処理施設の反対運動があったからということをもってのみ、ものをもってのみでそれを反映するのはちょっといささか難しいんではないかというふうに思っておる次第でございます。

秋野政務官：どうぞ。

加美町長：おっしゃることよくわかりますが、実は我が町、1カ所に牧草の一時保管を実施ですね、これ平均800ベクレルなんです。ところがその地域の方は、なぜ、我が町は3町合併した町ですけども、なぜ我が地域に投げると。合併してもなかなかこれ一つになり切れませんので、10年たちますが。そのときに私が約束したのは、ならば旧3町単位で設置をしますということで、その1カ所の保管場所への搬入を何とかオーケーをもらえると、あとの2カ所について今選定をしてるんですけども、これが大変な対応です。800ベクレルの牧草なんですね。ある1カ所の候補地は、かつて養鶏業者が鶏ふんをまいて、その水がその地域に流れちゃったというふうな過去の苦い経験があるものですから、いくら町が安全にきちっとそこに保管しますと言ってもご理解得るといことは大変難しいことなんです。おっしゃることわかるんですけども、過去にそういうことがあった地域は、これは理解得るのは本当に大変だったんです。ですから実際やはりそういったことは私は考慮すべきじゃないかというふうに思っておりますので、こういう発言をさせていただいているところですので、ぜひご検討いただきたいという意見です。

梶原部長：大変ありがとうございます。8,000ベクレルを下回る廃棄物で保管をさせていただいて大変、加美町さんだけでなく、ほかの自治体、特に農業系廃棄物が非常に宮城県多うございますので、ご迷惑をかけていることについておわび申し上げたいと思います。

過去にあった話、ちょっと繰り返し言うつもりはないですが、おっしゃることも非常によくわかるつもりであります。不適正処理案件も宮城県にもございますし、近隣県にもありますので、そういったようなご経験をされているところについてはそういったある意味不信感と申しますか、それが強いことも理解をいたします。しかしながら、今回の選定の考え方、あるいは施設の考え方、ここにつきまして、あるいは先ほど長期管理の話もございましたけども、長期管理の手法も含めて丁寧にご説明させていただいてご理解を賜っていきたく、そのように考えてございます。

秋野政務官：どうぞ。

栗原市長：栗原市です。井上副大臣にお尋ねします。栃木県で説明会をされたそうですが、いろんなさまざまな意見が出たと報道されております。そこで当然それに対応する茨城、千葉、そして宮城の意見がどういう動きをするのか。私どもここで宮城が先、リードするような形をとるのか、やはり国全体にかかわった問題ですから、やっぱりどういう実態なのかよくわかりません。中身ひとつお尋ねいたしたい。特に福島に1カ所に集中することが一番わかりやすいじゃないかという議論がある。そのあたりちょっとご説明いただきたい。

井上副大臣：大変ありがとうございます。私どもとしては、法律があって、それに基づく基本方針というのを閣議決定されておまして、その中で各5県によって県内集約して処理をするということを書いておりますので、ぜひその方針のもとにやらせていただきたいと考えております。各5県でこのような市町村長会議をやらせていただいて、中にはその基本方針を見直すべきではないかと、とりわけ発生者責任といたしますか、福島県に持って行って全部一括で集約してつくるべきだという意見が、一昨日の栃木県、それから以前第1回目のときにやったときには茨城県でもそういう意見が出ました。それについては私どものほうとしてはご説明をしておりますけれども、説明がまだまだ十分ではないというご指摘をいただいたので、それをしっかり受けとめて、それぞれの県におきましては次回の会議でその宿題に答えるようにということで今取り組もうと思っております。

秋野政務官：どうぞ。

栗原市長：民主党政権から自民・公明政権にかわったんですね。僕らも期待したんです。方向が変わるのかと、方法論が変わるのかなと期待したら、全く同じ手法だ。若干スタイルが変わってきましたけれど、ここでいつまでも総論賛成で各論反対なのは全部分かっているんです。幾ら格好いいこと言ってもそれはなかなか皆さん同意できないと思うんです。そこらを踏まえてやはり私は、もう一度再度原点に戻って100年も使えない場所、その方々に帰ってこられるようなこと言っていていい加減な話をしないで、ここはもう完全にだめだということで国が責任を持って買い取って、そしてそこに集約するということが一番わかりやすいんじゃないかなと私は思うんです。かえって福島の方々に変な期待を抱かせるよりは、土地を買い取って、そしてしっかり別の新しいまちをつくる、そのぐらいの気構えを持つような政権なのかな、私は期待しておるのですよ。でも同じこと言われてるので、少しがっかりしたところです。もう一度副大臣にお尋ねします。

井上副大臣：いろんな面で前政権のやり方というものは検証いたしまして、そして新しい選定プロセスということで、こうやって市町村長さんにもお集まりをいただいて新たなプロセスでやらせていただいていると思っております。ただ、他方で、前政権が行ったことでもそれを継承すべきものはあるというふうに考えておまして、この基本方針については継承をしていこうというふうに考えております。その理由といたしましては、やはり福島ということになりますと、当然のことながらこれは福島の意向というものを無視することはできないと思っております。まさに宮城においては、地元の宮城の方々の意向を最大限尊重すると同様に、福島においては福島の意向を最大限尊重させていただきたいということであります。国が買い上げたとしてもそれは当然のことながら地権者は国になっても行政区域としては福島県であるということは変わりありませんから、その福島県の意向を無視して進めることはできない。そういう中でやはり福島のほうは、県外のものを受け入れることはできないというのが福島の意向なものですから、それを尊重させて、そして各県については県内処理をお願いしたいというふうに考えております。

栗原市長：わかりました。

ちょっと前、進めさせていただいてよろしいですか。指定廃棄物の発生状況について発表されているいろんなものがございますけど、浄水発生土約1,000トンは宮城県の施設

でしょうか。そうするとその付近は所在地市町村に加算されるのですか。これを、これは県知事に尋ねるか部長か。

梶原部長：私がお答えいたします。

栗原市長：答えられますか。

秋野政務官：事務方から。

梶原部長：浄水発生土につきましては2種類ありまして、一部県の施設から出たものもございまして、また各市町村、市独自の浄水場のものもございまして。ですから今、市長さんにお答えするならば全部が全部もう広域なものでもなくて、それぞれの内訳がありますということでございます。

秋野政務官：よろしいですか。どうぞ。

栗原市長：それと有識者会議の流れを聞いてはいないけど、議事録が出ておりますので、よく読ませていただきました。その中の最後の4番目のやはり残存量の多いところが、4点目の一つ大きいところですね、そこに重しという言葉があります。重しをつける。その重しをつけるということは、加点をする場合、そこを少々加点するのかなどか。それを評価に入れるところを、そこちょっと並んでおりますので、登米、大崎、栗原は頭揃って上へ抜けています。プラスしてあるんですかね。こういう形なんですね。そういうのを見ると、重しをつけられるということは非常に私はちょっと問題が違うんじゃないか。ここには書いてない、説明はされてないです。意見があったのかどうなのか尋ねてみたい。

梶原部長：ありがとうございます。特に有識者会議の議事録等もご覧いただいて、大変ありがたいと思います。

今の点につきましては、ちょっとお待ちくださいませ。18ページをちょっとお開きください。資料1の18ページでございます。先ほど3つのやり方がありますと、安心のところで ×評価でありますとか、相対評価でありますとか、総合評価でありますとかといっ

たようなご説明を申し上げます。

今、市長がご指摘になったのは、この枠外にありますところだと思います。実はいずれの方式によりまして例えば今4つ提案させていただいております自然度、生活空間との距離、水源との距離、それとこういった4番目が指定廃棄物の発生状況、こういう4点がありますけれども、この4つの項目の間に重みづけをする。例えばこの評価がほかのよりも重たいという形になりますと2点にしましょうといったようなやり方はあります。これも専門家からそういうふうなやり方があるよと。それにつきましてはぜひ地域の方々の意見を聞いて進めたいと思っております。この皆様方の中でここは重視すべきだといったような話があればご議論してお教えいただければ大変ありがたいと思っております。

栗原市長：あわせて汚染された稲わらが多い。登米市、大崎市、栗原市などはですね。これは我々被害者だと思ってるんですよ。最初の説明が失敗をしたがゆえに起こった問題なのです。そこをその発生量をもって点数化することは私は納得ができません。そもそも間違ってるんですから、施設の安全確保についてお教えいただきたい、当然ですね。そのためにも十分調査を行う、これをぜひやっていただかなければできないでしょう。

秋野政務官：ここは重みづけの判断ということで、この市町村長さんの場所でしっかりルールを決めていきたいと思っております。

梶原部長：今、市長がご発言のあったとおり、まず安全でやらなきゃだめだ。それはそのとおりだと思っております。したがって、今回の資料の1の最初のページで、最初のページと申しますか、資料の1の、おめくりいただきまして、下、3ページでございますが、この基本的な考え方が有識者会議の考え方でありまして、まず安全である、それと何ヘクタールのものがそこにあって、つくってしまうとそこはやっぱりそこにあった自然物、自然のものとか、そこにあった史跡とか名勝とかなくなったり、移動させなくちゃいけない。そういうものからまずやりましょう。その上でということで2以下の思想が出ております。先ほど政務官から申し上げましたように、重みづけの話はこの場でという議論なんですけれども、市長がおっしゃられる思想としての安全優先というのはそのとおりだと思っております、対応させていただきたいと思っております。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

丸森町長：宮城県が一番南端の丸森町です。9ページの水源への影響というふうなことを伴うんですけども、私どものまちは水道の普及率が宮城県で最低です。67.7パーセントというふうな水道の普及率なものですから、この説明を見ますと埋立地は水を一切排出しない遮断型構造というふうなことでございます。実は私ども、今、仮置き場を設置しておりますけれども、それについてもなかなかこの水道の普及率が、井戸水あるいは沢水を使っておるというふうなことで仮置き場をつくるにも協力を得られない地域がございます。そういった中でこの遮断型構造というふうな話をしても今の仮置き場以上の放射性物質があるというふうなことがあればこれはなかなか理解しにくい状況にあるというふうに捉えております。

それと同時に、先ほど加美町さんからお話がありましたように、今回産廃の業者が丸森町に入ってきておりまして、水の問題というふうなことになるわけですけれども、産廃の関係はこの遮断型構造というふうなことを考えましたときには、こちらは水が出ないから安心なんだと、一般廃棄物あるいは産業廃棄物をつくる業者あるいは施設については水が出るからこれは危ないですよというふうなことで反対運動してよろしいでしょうか。

梶原部長：1点目でございます。まず、水道の普及率が67とおっしゃいましたが、井戸水、沢水を使用してるんで、なかなか仮置き場についても理解が得られない。その中でというお話でございました。一つは、私どもこういう形でご説明申し上げていきたいと思っておりますけれども、今、また逆な言い方をされるとちょっと困るんですけども、実は遮断型の最終処分場の概念を前回ご説明をさせていただいたときに、まずコンクリート構造物という形で二重にしますとか、その中に入れるときにはフレキシブルコンテナバッグに入れます。また、周りを土壌で埋めますとか、いろんなことを言いました。この思想は、ちょっと分かりにくい言い方しますと多重防御といいますか、何重にもバリアをつくって行って安全を確保するという考え方でございます。そういう意味におきましては、また埋め立て終了後、蓋をするということになりますと、例えば放射線の遮へい効果も極めて高いものでございます。前回、確か400万分の1という数字になるというふうに申し上げたと思います。そういう意味では保管なんかのケースに比べ、ほかのケース



に比べても相当安全度というものは高くなると思っております。そういったようなこと  
でご説明を申し上げていきたいと実は思っております。

2点目でございます。例えば産廃業者が今建設をやりたいと考えておられるということ  
で、水が出るからだめで、こっちは水がないからいい。じゃあ、水が出るからあそこは危  
ない、と言っているのかというような逆のご指摘でございます。必ずしも水が出るからだ  
めだということではありません。そういう言い方をしているつもりはありません。ただ、  
先ほど申し上げましたように、多重にいろんな防御をして水を出ないようにしていますと。  
これをという形である意味非常に対策を進めたものをやらせていただくということで、ぜ  
ひ本件についてはご理解を賜っていききたいと思っておりますということでございます。大変申  
しわけ、ちゃんとした説明になってないんじゃないかということかもしれません、要は  
裏側でいいというふうなことでは決してありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

秋野政務官：どうぞ。

丸森町長：いずれにいたしましても、こうしたものについては来てほしくないというのが  
町民の願いだというふうなことでございます。先ほど申し上げましたように、仮置き場  
についても、まだ私も早くに2町6カ村が合併した町でございまして、昭和29年なん  
ですけども、8地区がございまして、その4地区がまだ仮置き場が決まっていない状況に  
ございます。やはりそれはいつ安全が破られる、安心が破られるかというふうな心配がある  
んだろうというふうに思っております。そういった意味では仮置き場については、私の町  
の責任の中でこれは大丈夫ですよと言いながらも理解をしていただけないことございま  
して、これが果たして本当に放射能濃度が高いものを持ってきたときに、町民の理解が得  
られるかというふうな大きな問題が出てくるだろうというふうに思っておりますから、そ  
ういった意味が私どもが何度となく声を高くして安全ですよと言ってもなかなか町民の理  
解を得ることができないというふうに感じております。

先ほど栗原の市長さんが仰いましたように、私も昨日、栃木県の新聞記事少しだけ持っ  
てきておりますけれども、やはりこの責任というものは各県に押しつけるということ  
でなくて、中にその当時大きな影響といたしますか、ある意味ではいい目をしたというふうな地  
域に持っていくのが私は責任からすれば一番いいのかなというふうに思っており、どこ、  
ここということはいいませんけれども、なぜ宮城県がこういうふうな状況になるのかとい

うこと、どこに責任があったのかということ考えたときには、やはりその発生した場所、そういったところに持っていくことを国の指導の中で進めていただければというふうな感じにしか今ならない。私自身も当初は宮城県1カ所というふうなことを言っても、これはよしとしなければならないのかなというふうには思っておりますけども、なかなか仮置き場が決まらない。そしていくら説明してもご納得していただけない。そういったこと、あるいは水の問題で町民の安心・安全を図らなければならない。そういったことが何度となく出てくる中であっては、やはりこれはこの町には要らないんだ、あるいは宮城県には要らないんだとなってござるを得ないというふうに思っているのが今の心情でございます。

梶原部長：すみません。今の点についてお答えをいたしたいと思います。

栃木の新聞記事をご覧になっているということでございますけれども、本件につきましては先ほど井上副大臣からお話をいたしましたけれども、私どもとしましては具体的にどこかに持っていくということを考えても現実的にはなかなか受け入れていただけない。ただ、もう片方で今いろんなご苦勞をおかけしながら保管をさせていただいております。そういう意味においてこの保管の状況をできるだけ早くより安定した形にし、より安定した安全な形での処分をしていくことが求められてるのだと思います。その意味では現実的な視点からいえば現在、そこに存在をしています、そして廃棄物については、指定廃棄物につきましては、その県内で私どもが、国が責任を持って処分をさせていただきたいなと思っております。これまでも実際には、例えば福島県では原発があったわけでございますけれども、原発があるということと原発の受益者、電気が大きく、受益者は別に福島県の電気を作っていたわけではない。彼らも受け入れていたわけでありますから、例えば首都圏に持っていけとかいう話もございます。そういったような状況の中で、もともとは原発があっても、それはそこから出てくる放射性廃棄物、使用済み核燃料も別に福島で処分をするという形にはなっていなかったわけでございます。そういう意味において現実問題としては、そういったようなことは非常に難しいと思っております。ぜひご理解を賜りたいと思いますが、早期な処分を進めていくという観点から建設的なことを考えていけば、このような選択になるのではないかとというふうに考えております。

秋野政務官：よろしいでしょうか。どうぞ。

気仙沼副市長：気仙沼市でございます。安心の指標として4点を先日の委員会のほうで決められたというようなことございまして、それに対してある程度県のほうでやってくれたこともあり得るとご説明だったのかなあとと思いますが、なぜこの4つなのかという部分です。この4つをベースにということはわかるんですが、なぜこの4つになるのかというところについてももう少し理解を得る必要があるのかなと考えております。質問の中で特に非常に高度な管理なので大丈夫ですと、水は出ませんというお話がありながら、一方で安心の指標には水源というものの距離というものだけが入っていると。例えばじゃあ、空中線量とかに関する指標というのはなぜここには出てこないんだろうかというようなことが一つ、これ技術的な部分でご説明で書いておられるかもわかりませんが、そういったところがこの指標を見る限りではなぜそういうことになるんだろうかということがもしお示しいただければと思っています。

それから2点目は、それよりさらに難しい話で、風評という部分について、やはり我々は非常に悩みを持っているという中でございます。この風評というものについて、例えば産業との関係というものについてはどのように考えるのですかということ、本市では前回のアンケートでも出ささせていただいたというふうに考えておりますが、その点については水、取水口との距離でそれは読めると思います、というご質問のご回答だったというふうに先ほどのアンケートでは考えています。果たしてそうなんだろうかという部分がよくわからない、理解が必ずしもできていないのではない。その中で風評という面については、観光の関係については何らかの指標を入れてくると、測ることもできるんじゃないだろうかというご提案が先ほどの資料にあったのではないかと、まず受けとめておりました。風評というものについて、産業とかそういった農作物とか野菜への影響というようなものをこの水源だけで全部読み取れるのか、あるいは観光についてはなぜ別の指標ということを立ててもいいということが出てきたか、このあたりの考え方についてお教えいただければと思います。

梶原部長：ありがとうございました。まず1点目のなぜ安心の部分がこの4点なのかということ、もう一つは安全なのになぜ水源という概念がここに入っているか、ということでございます。有識者会議の先生方の考え方では、いわゆる安全という観点では、最初に地すべり危険箇所などで対応する、そのさらに前段階として構造で対応する、維持管理で対応するというので、安全についてそこで対応できるという整理をされておられます。た

だ、そうは言いつつも安心という観点でご懸念があるということも事実ですので、そこについてはあの4点ということを出されて、これで対応したらどうだろうかというご意見を賜りました。

ただ、もう片方で、もともとは安心というものについては地元の方々のご意見なので、十分にそれを伺うようにという宿題もいただいております。したがって、項目として、この4点だけか、ほかに合意することがあれば、この会議でこれも入れてくれというなら当然入ってきますし、その基準についても皆様方のご意見をお伺いして環境省が責任を持って決める、こういう整理であります。そういう意味では、あの4点というのを出してありまして、私どももその4点でいいとは思っておりますけれども、何かあれば今後の。

観光につきましては、前回のご意見で観光についてのご意見は非常に多かったと私も理解をしております。それで皆様方の意見を踏まえて、観光についてこれ非常に大きな問題として県からもご指摘を賜ったというふうな理解であります。それについて例えば整理をするとすれば、先ほどみたいな整理がありますという、あり得ますと申し上げました。ただ、あの整理につきましても観光をどうするかという整理、具体的に観光というときにも入込客数で一つやりましたけれども、線をどこかで引く必要がございますので、この線の引き方についてはご意見を賜りながら決めていく必要があるのかな。合意をしていただく必要がある。

風評のことでございます。これにつきましては水源からの距離で対応できるという説明がいいのかということをおっしゃいました。必ずしもそういうふうに思っておりません。風評対策については、これは責任持ってやっていかないといけないわけなんですけれども、まず第一に理解をしていただく、情報を透明に出すというのが一番重要なことだと思っております。先ほど口頭でありましたけれども、風評のときには安全性をしっかりとご理解していただくための事前の説明、これは当然なことだと思っておりますけれども、それ以外にパンフレットを作ってわかりやすくご説明をする、あるいはホームページ等で一般に公開するといったような安全性のご説明もしっかりやっていくということと、実はモニタリングデータというのは事後的モニタリングだけではなくて、事前のモニタリングもして変化がないといったようなことをご説明する必要があると思います。したがって、事前のモニタリングの結果をどんどん公開していくという方法もございまして、またしっかりとした情報を住民の方々と一緒にチェックをしていくといったようなことも必要かと思っております。ただ、そのやり方につきましては、恐らくそういったような情報の公開の仕方等々

につきましては実際造ることになった場合、いろんな地元の方々あるいは県のほうとも相談しながらやっていく必要があると思います。そういうことも含めまして実際に対応していくのが、これが第一義的な対応であるというふうに考えているということでございます。

秋野政務官：よろしいでしょうか。どうぞ。

大河原町長：大河原町です。これ以上議論して建設的な方向へ行くのは、私は抵抗がありますので、あえて発言させていただきたいと思います。先ほどから知事さんからは政治生命とか、環境省さんには建設的な方向ということで意見を述べよということでありまして、実は我が町でも仮置き場に困っておりまして、住民運動の反対がありまして、仮置き場をつくることもできない。来週の日曜日は側溝の土砂を上げたりして町内一斉清掃がありますけれども、この例年やっているドブさらいができないんですね。そのままにして、仮置き場がないわけですから、ドブさらいもできないという状況が続いております。そんな中で側溝の土砂といってもレベルは大変低いです。それもできないという状況はありながら、そういった状況でこういう高濃度のレベルの廃棄物を県内どこか1カ所にやれと言われても大変困った話だと思えます。先ほど閣議決定ということに従ってやってると言っておられますけれども、閣議決定をした背景には当然環境省さんも絡んでいる話でありますから、ぜひそれは思い直していただきたいというふうに思っております。

基本的にはこの処理の責任者は、排出者責任があります。これ廃棄物ですから、当然排出者が処理をする責任がありますけれども、それを国、県、市町村がこういう形で集まって連帯責任を持った形でどっか1カ所決めなきゃいけないという、問題を決められた実際の政治責任を持ってと言われても大変困るわけありますから、やはりここは原点に返って排出責任である東京電力にしっかりやっていただきたい。

先ほどのお話の中で福島県に1カ所という話がありました。私はそのとおりだと思います。そうしなければいけないと思っておりますけれども、それに対して環境省のほうからは、福島県が受け入れられたからということでありまして、こちら5県にも当然反対されたらどうするんですかと。やはりここは国が先頭に立ってそういう説得を福島にすればいいと私は思っております。福島というか、東京電力に対してしっかりと責任を果たすようにすべきであるのが国の一番今なすべき責務ではないかというふうに思っておりますので、あえて意見も言われさせていただきます。以上であります。

梶原部長：大変ありがとうございました。誤解のないようにといたしますか、もう既に町長さんご存じのことかもしれませんが、あえて少し申し上げたいと思います。8,000ベクレルを超える指定廃棄物の処理責任は、放射性物質汚染対処特措法で国が処分をするということになっております。そういう意味では国が処分をするということでございまして、ただ国が処理をするといっても皆様方といいますか、立地をするところ、処理をする場所の皆様方のご理解とご協力ができないということで、ぜひご協力お願いしたいということでこういう場をつくっている。そういう意味では国の責任で処理をするということでもありますので、必ずしも市町村、県が連帯責任という形で処理をするものではありませんということでもあります。これが第1点目です。

第2点目、国が処理責任を有するというふうに申し上げました。排出者として東電というお話もございました。法律上は、私ども東電にこの経費等は求償をするという形で東電には責任をとっていただきますし、必要な協力はしていただくつもりでございますけれども、あくまでもこれは閣議決定等々という問題ではなく、法律上、私どもが、国が責任を持って処理をさせていただければと思っております。

秋野政務官：いかがですか。どうぞ。

柴田町長：柴田町です。七ヶ宿ダムから公益水道、県の水道を通して水を買っている町でございまして。今回安全な施設ということは合意できているんでしょうけども、安心の評価項目ということで先ほどお話にありました水源との近接性の状況ということで、水稻、農業の取水口の距離ということだったんですが、この取水口との距離の中にダムというのはどうなってるのかというのがよくわからないので、ダムの関係をまず教えていただきたいというのが一つ。

それから今後の具体的に作業を進めていくに当たりまして、まず評価の項目のエリア指定、図面上で多分ここはだめだということは我々も客観的にわかると思うのですが、次の段階で誰がその現状を調査して、その候補地を絞るときに市町村長の意見というものですね、ここ何カ所かあるわけですね、それを聞かないで多分やれないと思うんですね。そういうちょっと手順の中に、ここの本でいうと最終候補地について何か聞くみたいな話あるんですが、こっちへ絞った段階、絞る段階ですね、いろんな地元でなければわからない

条件というか、過去の経験、そういうのを聞く機会があるのかどうかちょっとわからないということでございますので、その点をはっきりしてもらいたいと。どのくらい産業を考えるのか、いろんなエリア指定ここにありますが、これは図面上で多分おるしたけど、そういうものを客観的に我々首長にお示しする機会があるのかどうかですね。ここはもうエリアとして抜けているんですよと、いろんなところありますよ、確か。地すべりから始まりまして、エリア、エリア、エリアと書いていますね。それらを出していただけるのかどうか伺いたいと思います。

梶原部長：まず、第1点目のダムの扱いでございます。今水源の安心のところを考えていく項目として、水道の取水口との距離というふうになってございます。取水口との距離ということになりますと、ダムの取水点からの、例えば水道用水でございますと水道用水がダムの取水口にあればそこからカウントをするということになります。あくまでも公共用水から取水をする場所というもので考えている次第でございます。

それともう1点、先ほどの資料の2の5ページにございます今後の絞り込みのケースでございます。先ほど申しましたように、これのもう一つの資料をちょっと見ていただければと思うんですが、資料1もちょっとあわせてごらんになっていただければと思うんですが、具体的な作業の中で、資料1の5ページもちょっと開いて、両方とも5ページをちょっと見ていただきたいんですが、資料1のところでは最後の順番としては安全を確保できる地域を抽出します。地域の特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出します。必要面積を確保した土地を抽出しますと書いてございます。この3つの作業を進めることで具体的に例えば地図上でこの条件を満たすもの、例えば先ほど5ヘクタールという例を出しておりますけれども、宮城県で5ヘクタールと言われますとこの地図上でこの状況を満たす5ヘクタールの場所が出てきます。それが作業やってみないとわかりませんが、10カ所かもしれませんが、20カ所かもしれませんが、それを資料の2でいうところの の作業という形になります。その の作業、例えば10カ所になるかもしれませんが、20カ所になるかもしれませんが、それについては市町村長会議でご報告をしたいと思っております。意見も賜りたいと思っております。その後の絞り込みにつきましては、さらに例えばその次の安心の項目で絞り込んでいくよということもございます。この段階で、例えばさらに絞り込みがあった段階で、もう一度こういったこの会議で報告してほしいという話があればそのような形にしていきたい、こう思います。

秋野政務官：どうぞ。

村井知事：あまり時間がございませんので、私から1点。まず、国というよりも市町村長さんに改めてお願いでございますけれども、前回まで私この会議を仕切っておりましたので、その責任がございますので、発言をいたしますが、ここで改めてまた先祖返りして別の場所で、別の県でという議論をし出しますと全く議論が前に進みません。前回もこの宮城県で1カ所ということは合意しておりますので、ぜひその点につきましてはそこから前に進めるということでご協力をいただきたいと思いますというふうに思います。

ただし、井上副大臣、はっきり申し上げたいことは、これは5つの県が全て各県で指定廃棄物の最終処分場をつくることを前提に宮城県も協力をするというございますので、どこかの県がごねて結果的にはつくらないというようなことがあった場合には、もう最初の約束の前提が違ふということでございますので、宮城県もこれについては完全に拒否をさせていただくということになりますので、5県みんな平等にやっていただきたいと思いますことは約束をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから先ほど私の挨拶の中でちょっと誤解を招くことがあって、加美町長からご指摘いただきましたけれども、非常にこれ住民の皆さんが反対するのは間違いございませんので、そういった意味で政治生命にかかわる問題にしないように国、県、地元の首長だけじゃなくてみんなで、県内の首長さん方みんなに対応しようという意味で言ったということでございます。必ず政治生命にかかわるような問題にしないようにしてまいりたいというふうに思っております。

それから、やはり地域の住民が理解が得られないから難しいということを出したならばみんな多分そうなりますので、そういう理屈で、そういう理由で反対するというだけでは何とか我慢していただきたいと思いますというふうに思います。

その上で、私からも今の首長さん方の意見を聞いてなるほどなと思ったことをピックアップさせていただきます。

まず、観光面ですけれども、やはり50万という数字はかなり無理があるのではないかと私も、蔵王町さんおっしゃいましたけれども、思います。来られるお客さんは、県内ぐるっと周遊されるわけで、1カ所だけに行って帰るわけではございませんので、なかなか特定のポイントでそこから何百メートルで見るというのは非常に無理があるんじゃないか



なというふうに思いますので、やはり観光というのは非常に重要なファクターでございますので、全体を見ながら客観的な、あまり数字にこだわらないようお願いをしたいと思います。

それから白石の市長さんから水源を含めた条例というようなお話もありまして、やはり各市町村も条例をつくるのに大変苦労されていますので、そういったそれぞれの独自の条例等もよく加味していただいて、それを首長さんがしっかりと住民の皆さん、議会で説明できるような理由づけがあるのかどうかということまでちゃんと検討した上で検討していただきたいというふうに思います。また、ちゃんと決まったときには、県もですけども、国もしっかりと一筆をとって、将来この国、県、市町村の関係が変わって道州制ということになるかもしれないですから、だから最後まで国が責任を持つということは、これははっきりと一筆とりたいというふうに思います。

それから栗原の市長さんがおっしゃって、なるほどと思ったのですが、指定廃棄物の発生状況を検討項目に入れるというのは、やはりちょっとおかしいと思います。非常に重くて運びづらいというのならともかく、非常に軽くて、それを運ぶのに無理がないものでございますので、たくさんあるからというのを検討項目に入れるというのは全く理不尽で、これ全く被害者、より被害受けているところに重い責任を負わせるということになりますので、これを検討項目に入れるのは私もちょっとやや無理があるのではないかなという気がいたしました。

それから気仙沼さんおっしゃるように、風評被害ですね。風評というのは、数字では推しはかれないものでございまして、相当程度やはり風評被害が出ると思います。したがって、この辺はよく地元の意見を聞いて、風評被害が出たときにはしっかりと賠償、補償するという、そういう姿勢をしっかりと打ち出していただかなければこの議論なかなか前に進まないのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

その上で、残りの時間もう本当限られているんですけども、秋野政務官にお願いしたいんですが、この資料2の5ページですね、候補地の提示方法、今の話だとまず5ヘクタール程度のエリアの地点を複数、かなり多めに出しますよと。それをまず報告をします。その後は、非公開で候補地をどんどん絞って行って、最終的に候補地が2カ所決まった段階で市町村長会議で提示するということなんですが、恐らくこれ地盤調査、ボーリング調査等をするために現地に入っていくのに、市町村長がそれを知らないまま入るというわけ

にいかないと思うんですね。知らないまま入っていても非公開ですからうちに来るということを一言も言っただけではならぬということになって、入って調査はしてて、最終的にあなたになりましたよと言われたときに市町村長さんそれで知ってたのかというと、知りませんでしたと言うわけにいかない。知ってたと言ったらまた怒られるというようなことがありますので、ちょっとこの非公開でこのプロセスですっと進めていくというのは相当無理があるというふうに思います。これは私よりも市町村長さん方のちょっと考え方を聞いていただいて、今後の参考にさせていただければと思うんですけども、どうぞよろしくお願いいたします。

井上副大臣：知事さんからいただいたご意見の一番最初の点につきましては、5県についてそれぞれ平等、公平に県内処理をしていただくと、この方針は堅持をしてほしいということでありまして、それは私もそのとおりだと思いますし、そうさせていただきたいと思っておりますので、その方向で取り組んでまいりたいと思っております。

秋野政務官：それでは、残り少ない時間で、少しまとめたいと思いますが、今、知事さんらもご提示がありましたように、候補地の提示方法につきまして、資料2の5ページの部分でございますけども、ここで以下は非公開のプロセスのところののところ、候補地に対する詳細調査の実施をどのように行っていくかということにもつながっていくかと思いますが、候補地が複数絞られた時点で市町村長会議で示させていただくような形でもしも決めていただければ、そのような形で修正を加えてまいりたいと思いますが、ご意見賜りますでしょうか。それで大体よろしいでしょうか。

ですからまず第1回、1番のところでは、候補地となり得るエリアを抽出して、ご提示をさせていただきます。

そしてこの詳細調査の実施につきましては、その対象となるところにご提示をするという形にさせていただくか、それとも全体にご提示をさせていただくかということについてご議論があればいただきたいと思います。

村井知事：じゃあ、今ここでなかなか意見出さないでしょうから、まずはこの1番、1の、の5カ所か10カ所か20カ所かというのは、ここでまず合意をしていただいて、そこを出した段階で次のプロセスをどうするのかといったときに、もう一度ここで議論す

るということでしょうか。なかなかここではもうちょっと、公務があつてお帰りになった方もおられるので、意見出しづらいと思いますし、具体的に自分のところその中に入っているのか入っていないのかでまた関わり方も変わってくると思いますので、まずそこをお示しいただいて、次の段階でそういうの示すのか、そのさらに先なのかわかりませんが、まず今日皆さんからいただいた意見を有識者会議に持ち帰っていただいて、さらに煮詰めていただいて次回やっていただく。その上でこの以降については、  
、  
が終わった段階で議論するということを取りまとめていただいてよろしいんじゃないですか。こうしないととてもじゃないですが、時間終わりそうにありませんので、よろしくお願ひします。

栗原市長：説明をいただいた件について、ここで即断できません。したがって、持ち帰って協議したいということです。

秋野政務官：ただ、この今日の安全についての部分については、いかがでしょうか。例えば資料1の4ページの(2)のところ、あるいは5ページから後の分けたところ、地すべりや斜面崩壊とかそういったところを除いたあたりでエリアを指定させていただくということについてはご同意いただけますでしょうか。

村井知事：基本的にはかなり漠然とした今日のご説明でしたので、今後、具体的にさらに詰めていくと、その中で足りないもの、削るものまた出てくるかと思しますので、まずは基本的な合意をとっていただいて、ただこれで最終決定という形にさせていただかないで、また今日議論が出たやつを持ち帰って、恐らくもう一回有識者会の中で開いた、また開くでしょうから、その際に皆さんの意見をもう一回もらっていただくようにしたほうがいいんじゃないでしょうかね。そうしないともうこれでコンプリートだと言われたらなかなか皆さんもはい、わかりましたとは言えないと思いますので、まだ時間ございますので、その点ちょっと丁寧にお願ひしたい。

秋野政務官：大変失礼をいたしました。そうしますと、基本的なところは合意で、今、ご意見を今後も賜りながら、いただいたものについては私どものほうで有識者会議にしっかりとかけながら、そこで合意をいただいたものを改めて市町村長の皆様方にお示しをする

というような段取りでよろしいでしょうか。

栗原市長：合意はできないでしょう。持ち帰って判断したいと思います。内容をよく吟味して協議して、そしてその結果についてまた会議があれば話しはします。ここで今決められたら、このとこまで前に進みますので。私は理解をしています。

秋野政務官：一定の基本的な方向性だけで、更なるものは今日お持ち帰りをいただきまして、お知らせをいただくような形でよろしいでしょうか。

では、ご意見を取りまとめて、ご意見をいただきますようどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

秋野政務官：それでは、議題3、その他に入らせていただきます。

資料3につきましてご説明をお願いします。

梶原部長：1枚紙という形で今後の当面のスケジュールについてというのが入っております。こういうパワーポイントが入っております。本日、宮城県の場合、第3回ということでもありますけれども、市町村長会議を開催させていただきました。一昨日は栃木県、千葉県には今後、来月3日、群馬県、茨城県についても日程の調整をしております。各県に説明をし、その結果も踏まえまして、さらに6月以降に有識者会議等も開いて、最終的な選定基準、評価項目、評価基準について確定をし、さらには詳細調査ということでボーリング調査等をさせていただくということになるもの提案させていただいておりますけれども、その詳細調査のやり方、技術的にどこまで何をやるかといったようなことも含めて有識者会議で詰めていっていただきたいと思いますと考えております。

また、この市町村長会議につきましても順次状況についてはお知らせし、ご意見を賜りながら今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

秋野政務官：それでは、議題3も含めまして全体を通してございますでしょうか。

どうぞ。

白石市長：一つだけ、今度の会議やる前に配付資料、事前に配付していただだけませんか。

これだと検討ができない。この場でいきなりそれ結論出される、前に持っていかれるんでは話にならないんで、例えば有識者会議のもしも議事録があるなら議事録提出、それをしていたかないと次の会議には進めない。

秋野政務官：それでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の議題につきまして、先ほど栗原市長からありましたように、追加的なご意見ございましたらどうぞ後日メールのほうにてお知らせをいただけたらと思います。これにつきましては全て環境省のほうで返答をさせていただき、有識者会議にもかけてさせていただいてから改めてご提示をさせていただきたいと思います。

事務局からございますでしょうか。

事務局：秋野政務官からもご説明いただきましたけれども、持ち帰っていただきまして追加的なご意見、ご質問等ございましたら、それについては県の環境生活部のほうで取りまとめていただきたいということでお知らせいただきますようお願いいたします。

連絡方法等の詳細につきましては、県のほうからご連絡をさせていただきたいと考えております。

村井知事：何。県が何。もう一回言って。よく聞こえなかった。

事務局：すみません。ご意見、ご質問については、県のほうに取りまとめていただくように。

村井知事：私のほうから国のほうに聞く。

事務局：はい。連絡については県のほうから、お願いします。

村井知事：じゃあ、ご意見等はまた私どものほうから聞くという形にさせていただきたいというふうに思います。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。それでは、以上で議事を終了させていただきます。